

サイバーセキュリティ保険

○ (包括職業賠償責任保険、サイバーセキュリティ特約・プロテクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット) ○

昨年度の『情報漏えい賠償責任保険』を『サイバーセキュリティ保険』と名称変更いたしました。補償内容には変更ございません。

特 長

● 第三者への損害賠償に関する補償

偶然の事由により情報を漏えいしたこと起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者(法人)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

● 費用損害に関する補償(プロテクト費用補償特約)

情報が漏えいし、事故解決のために自ら支出した次の費用に関しても保険金をお支払いします。

見舞金・見舞品購入費用、原因調査費用、社告・会見費用、謝罪文郵送費用等

- ・ 個人情報だけでなく、取引先の法人情報の漏えいも保険の対象です。(貴社従業員の個人情報も含まれます。)
- ・ 不正アクセスやウイルス感染はもちろん、従業員の故意や業務委託先が起こした情報漏えいで、貴社が法的責任を負う場合も保険の対象です。
- ・ 紙資料の漏えいも保険の対象です。

● 情報漏えいのおそれ補償(サイバーセキュリティ特約)

- ・ 顧客情報が入ったカバンを紛失した。顧客情報が漏えいしたかどうかは不明
- ・ 個人情報を格納しているデータベースに不正アクセスがあった。個人情報を閲覧されたかどうかは不明

加入対象者 (日本訪問看護財団の団体会員)

法人単位でのご加入となります。

※一部施設ならびに一部の事業のみのご加入はできません。法人一括でのご加入とします。

被保険者 (補償の対象となる方)

加入法人および役員等

保険金をお支払いする場合 (事故例)

このような漏えい事故も増えています！

- ① 営業車が車上狙いに遭遇、車内のパソコンが盗まれた！ ← 窃盗犯から金銭を要求される連絡があり漏えいが判明
- ② 電車の網棚に置いたカバン(CD-R有り)を置き忘れて、カバンごと紛失！ ← 後日、社外への漏えいが判明

→ パソコン内のハードディスクやCD-Rに記録された情報が漏えいします！

(注) パソコンやカバンそのものは保険の対象外です。

このような漏えい事故が起きています！

- ③ ホームページを使ってニーズ調査を行った際に、その回答者情報が流出
- ④ 顧客サービスとして行っていたメールマガジン登録者情報が流出
- ⑤ 内申書をもとにした受験生の調査書が流出
- ⑥ カード会員の登録情報が流出
- ⑦ 通信販売の利用者情報が流出



お支払いする保険金

賠償損害

損害賠償金

争訟費用



費用損害

社告・会見等費用

事故原因・被害範囲の調査費用

見舞金・見舞品購入費用*

コンサルティング費用

通信費・超過勤務手当等

注) 漏えいを知った日の翌日から180日以内に現実に被った上記の費用をお支払いします。
 ※) 漏えいした情報が個人情報の場合: 500円/1件、個人情報以外の場合: 50,000円/1件を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通>

・次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます)。

- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
- 身体の障害に起因する損害賠償請求
- 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求

など

・次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り適用されます)。

- 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- 業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- 被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求

など

<賠償責任>

・次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます)。

- 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成、意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害賠償請求
- 株主代表訴訟による損害賠償請求
- 風評被害に関する損害賠償請求
- 偽りまたは不正な手段によって取得した情報に起因する損害賠償請求

など

・次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- 業務の履行の追完または再履行のために要する費用
- 業務の結果の回収、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

など

補償内容と保険料

賠償損害支払限度額	1 請求/保険期間中	1,000万円
費用損害支払限度額	1 請求/保険期間中	100万円

※免責金額はありません。

※当保険内容以上の補償をご希望される場合は別途ご照会ください。

この保険には保険料確定特約がセットされています。

・ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払込みいただけます。

(注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

・保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。またこの場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。

(注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とすることで、この特約はセットできません。

・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます。)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

※保険料計算例

例1)年間売上高 5,000万円の場合 $2.0 \times 5,000(\text{万円}) = 10,000$ 円
 例2)年間売上高 3億円の場合 $1.3 \times 30,000(\text{万円}) + 10,000 = 49,000$ 円
 例3)年間売上高 10億円の場合 $0.7 \times 100,000(\text{万円}) + 35,000 = 105,000$ 円

※実際の売上高は、千円単位を四捨五入した数値をご申告ください。

保険料計算式

売上高2億円まで

売上高(万円)

$$2.0 \times \square$$

売上高2億円超5億円まで

売上高(万円)

$$1.3 \times \square + 10,000$$

売上高5億円超10億円まで

売上高(万円)

$$0.7 \times \square + 35,000$$

売上高10億円超30億円まで

売上高(万円)

$$0.4 \times \square + 65,000$$

売上高30億円超50億円まで

売上高(万円)

$$0.3 \times \square + 95,000$$

保険料

=

※売上高とはご加入頂きます法人様の年間の売上高全体となります。(複数の事業を行っている法人様については、全事業の売上高全体となります。)(売上高は千円単位を四捨五入した数値をご記入ください。)

※保険料は1円単位を四捨五入して10円単位となります。

※売上高が50億円を超える法人様は別途ご照会ください。

※中途加入の場合は17ページをご覧ください。